

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●安全でおいしい熊本の水に感謝し、保身に努めるとともに食事づくりなどに活用する ●地産地消、栄養成分表示など健康づくりに積極的に取り組む飲食店等の理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な熊本の農林水産物の生産に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全でおいしい熊本の水を活用した製品作りに努める ●安全でおいしい熊本の産物を活用した安全な特産品や土産品製造に努める ●健康づくりに協力する飲食店(健康づくりできます店)に積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全でおいしい熊本の地下水について知識普及に努める ●安全でおいしい熊本の産物について知識普及に努める ●学校給食等において地産地消に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、おいしい熊本の水の安全を図る ●生産・観光部局と連携し、熊本の製品の安全確保によるイメージ向上を図る ●安全な農林水産物の生産を振興する ●健康づくりに協力する飲食店(健康づくりできます店)の振興と周知に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



Ⅲ 国・県・他市町村・庁内関係部署及び食品関係機関との連携

初動対応の充実による健康被害の拡大防止に努めるとともに広域化、多様化する食品流通や食品事故に対処するため、食に関する関係機関との連携・協働を図るとともに、資質向上にかかる施策を実施します。

1) 健康危機管理体制の充実及び強化

～初動対応の充実と被害拡大防止～

(1) 今後の方向性

本市における食中毒事件は毎年数件発生しており、その年により差はあるものの、なくなることはありません。全国での新たな健康危機の発生もあり、それに対応できる体制作りが必要不可欠となっています。また不良食品等についても多くの苦情や相談が寄せられており、内容も多岐に渡っています。

食の安全安心の確保のためには食中毒等の健康被害を未然に防ぐことが第一ですが、今後の健康危機発生に備え「初動対応の充実と被害拡大防止」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

24 初動対応の充実による被害拡大の防止

健康被害の発生に備え、早急な原因究明と健康被害の拡大防止に対応するための初動体制を充実します。

25 新たな健康危機に対応できる体制の構築

放射性物質に汚染された食品の流通など、新たな健康危機事案が発生した場合に備え、速やかな対応が取れる様な体制の構築や関係機関との連携を充実します。

26 報道発表など公表による被害拡大の防止

健康被害が発生した場合には、報道発表などによる市民への周知を図り、注意喚起を徹底します。

27 食品衛生監視員等の資質の向上

食品衛生監視員等を健康被害対応や食の安全安心の確保のための担い手と位置付けて、そのような食品衛生に係る人材を養成し、その人材の資質の向上を図ります。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

(指標とする理由)

健康危機管理体制の充実・強化を図り、食品衛生監視員等の資質向上を進めた効果は、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民の増加により、客観的に評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 健康被害や新たな健康危機の発生に備え、健康危機管理研修会等を開催します。
- 食中毒や苦情の発生時には関係者への聞き取り調査や検便等を実施し、迅速な原因究明に努めます。
- 食中毒発生時には、健康被害の拡大防止のため、迅速にテレビや新聞等のマスメディアに報道発表を実施します。
- 健康被害対応や食の安全安心の確保のため、行政職員の資質の向上に努めます。
- 食品事故発生時には行政・食品関連事業者等が連携して、情報提供と原因究明調査等を行います。
- 食品事故や苦情等に対して積極的な申し出ができるような体制作りをすすめます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●食品に関する不安や疑問点等について積極的に申し出るように努める ●食中毒や有症苦情の原因究明調査に協力する ●健康被害情報の収集に努め、食品による健康被害の拡大防止に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の調査や検査に積極的に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒や苦情等の発生時には自らも調査を行うとともに、行政の原因究明調査に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校等で食中毒の疑いなどが発生した場合には、速やかに保健所等に連絡し、連携・協力して健康被害の拡大防止に努める ●児童・生徒の健康状態把握に努め、食品による健康被害の拡大防止に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●講習会や研修会等を開催による健康被害の予防対策を充実する ●食品事故発生時には、迅速な原因究明と被害防止対策を実施する ●健康危機管理連絡会議を開催し、医療機関・消防署など関係機関との連携強化に努める ●国や県・他市町村、食品関連団体及び教育施設や民間機関との情報交換を促進する ●食中毒事件発生時には、健康被害拡大防止のために迅速な報道発表を実施する ●食に関する健康被害防止のための自己研鑽により、新たな健康危機に対応できる資質の習得に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

2) 食品の安全確保のための連携

～食品流通の広域化・多様化等への備え～

(1) 今後の方向性

現在、食品は広域に流通し、今まで見かけなかったような食材や新たな加工食品も多く出回るようになっていきます。

このような食品流通の広域・多様化に対処するためには、国や県・他市町村、食品関連事業者等との連携や情報交換が必要です。また、熊本市の政令指定都市移行に伴い、地域拠点としての「区役所」との連携も重要となっています。

これらのことから「食品流通の広域化・多様化等への備え」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

28 国・県・他市町村及び市内の連携強化

国や県・他市町村との連携により情報の共有化を図るとともに、市内においては横断的な取組を推進します。

29 区役所との連携

平成 24 年4月1日の政令指定都市移行により設置された行政の地域拠点である「区役所」と食品衛生に係る連携を構築します。

30 食品関連事業者団体等との連携

食品に起因する健康被害の防止や市民の健康を守るという共通認識を高めるなど、行政と食品関連事業者団体等との連携を図ります。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

(指標とする理由)

食品の安全確保のための各種関係機関等との連携を進めた効果は、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民の増加により、客観的に評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 国や県、他市町村の食品安全性確保の役割を担う関係部署との連携強化を図ります。
- 健康危機管理連絡会議を開催し、医療機関・消防署など関係機関との連携強化を図ります。
- 食の安全安心・食育推進庁内連絡会を開催し、区役所をはじめとする関係部署と情報を共有するとともに積極的に事業を展開していきます。
- 熊本市食品衛生協会などとの連携・協働により、食品衛生指導員活動や食品衛生責任者の養成講習会などを実施し、食品衛生の向上に努めます。
- 食品事故発生時には行政・食品関連事業者等が連携して、情報提供と原因究明調査等を行います。【再掲】

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●食に関する情報を積極的に収集し、食品による健康被害予防に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全な農林水産物を生産するため、指導機関との連携を図る ●栽培研究会等に積極的に参加し、安全でおいしい農林水産物の生産に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政への迅速かつ正確な情報提供に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校等で食中毒の疑いなどが発生した場合には、速やかに保健所等に連絡し、連携・協力して健康被害の拡大防止に努める ●行政機関や食品関連事業者(食品納入業者)などの情報交換に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●国や県・他市町村、食品関連団体及び教育施設や民間機関との情報交換を促進する ●食の安全安心・食育推進庁内連絡会等を活用した食品情報の交換・共有・一元化を推進する ●生産部署と連携した農林水産物の安全性確保に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



IV 消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進

食に関して安心を実感できるよう、関係者間の意見交換を促進するとともに、迅速かつ正確な情報の提供を行います。

1) 市民意見の施策への反映

～お互いの顔が見える関係づくり～

(1) 今後の方向性

依然、多くの市民(消費者)が食品の安全性について不安を感じています。その背景には食品に関しての市民(消費者)、生産者、食品関連事業者、そして行政の間でのコミュニケーション不足が存在することが考えられます。

このため「お互いの顔が見える関係づくり」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

31 市の施策に市民等の意見を反映する体制の充実

市民(消費者)や食品関連事業者との意見交換を実施し、市民などの意見が行政の施策に反映されるように努めます。

32 食の安全安心・食育推進会議の開催

熊本市食の安全安心・食育推進会議を開催し、食の安全安心・食育推進計画の進捗状況等を踏まえた協議を行うとともに、計画の見直し等に市民の意見を反映する体制の充実を図ります。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

(指標とする理由)

熊本市の施策に市民等の意見を反映する体制づくりの効果は、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民の増加により、客観的に評価できると考えられます。